

調達要領指定書	発 簡 番 号	
	調 達 要 求 番 号	教育役－6
	調 達 要 求 年 月 日	令和8年6月17日
	作 成 部 課	航空幕僚監部 人事教育部人事教育計画課
	作 成 年 月 日	令和8年6月17日
品 名	B－777航空機操縦士の委託教育（副操縦士要員） （型式取得）	
仕 様 書 番 号	空幕LPS－教00057－5	
<p>指 定 事 項：</p> <p>2.3 教育期間及び被教育者数</p> <p>2.3.1 教育期間 契約締結日～令和9年3月19日</p> <p>2.3.2 被教育者数 2名</p>		

航空自衛隊仕様書			
仕様書の 種類	内容による分類	役 務 仕 様 書	
	性質による分類	個 別 仕 様 書	
物品番号		仕 様 書 番 号	
品 名 又は 件 名	B-777 航空機操縦士の委託教育 (副操縦士要員) (型式取得)	空幕LPS-教00057-5	
		大 臣 認 承 認	令和 年 月 日
		作 成	令和 元年 5月31日
		改 正	令和 7年 6月13日
			令和 8年 6月17日
作成部 隊等名	航空幕僚監部人事教育部 人事教育計画課		

## 1 総 則

### 1.1 適用範囲

この仕様書は、B-777 航空機操縦士の委託教育（副操縦士要員）（型式取得）について規定する。

### 1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる主な用語及び定義は、C&LPS-Y00007の1.2によるほか、次による。

#### 1.2.1 講師

教育等を実施する技術者。

#### 1.2.2 FBS (FIXED BASE SIMULATOR)

モーション機能を持たない若しくは機能させないで運用するフライト・シミュレータ。

#### 1.2.3 FFS (FULL FLIGHT SIMULATOR)

モーション及びビジュアル機能付きのB-777型フライト・シミュレータ。

### 1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

なお、引用文書に定める内容がこの仕様書と相違する場合は、この仕様書に定める内容が優先する。

**C&LPS-Y00007 調達品等一般共通仕様書**

品名	B-777 航空機操縦士の委託教育(副操縦士要員) (型式取得)
----	----------------------------------

## 2 役務に関する要求

### 2.1 一般

航空自衛隊における B-777 航空機の副操縦士要員（事業用操縦士の限定免許未保有）に対して、事業用操縦士（B-777 限定）の技能証明を取得させるために必要な知識及び技能を習得させる教育を実施する。

### 2.2 教育条件

教育条件は、次による。

- a) 契約の相手方は、契約の相手方が保有する教育機器及び教育資料により、教育を実施する。
- b) 契約の相手方は、航空従事者技能証明試験（事業用操縦士（B-777 限定））を被教育者に受験させるものとし、その際、必要に応じ、国土交通省試験官を招致するものとする。

### 2.3 教育期間及び被教育者数

教育期間及び被教育者数は、調達要領指定書による。

### 2.4 教育実施場所

教育実施場所は、契約の相手方が計画する日本国内の場所とし、細部は教育実施計画書によるものとする。

### 2.5 教育計画

教育計画は、付表 1 を基準とし、細部は教育実施計画書によるものとする。

### 2.6 教育実施内容

教育実施内容は、付表 2 を基準とし、細部は教育実施計画書によるものとする。

### 2.7 講師の資格

B-777 型式機の操縦教育に従事した者及び本教育に精通した者とする。

### 2.8 教育施設、教育機器及び教育資料

教育施設、教育機器及び教育資料は、次による。

- a) 契約の相手方は、本教育を実施するために必要な教育施設、教育機器及び教育資料を準備するものとする。
- b) 教育資料の構成及び編集は、契約の相手方が定めるものとし、被教育者数に応じて、必要数を準備するものとする。
- c) 教育機器の不具合については、契約の相手方が処置するものとする。

## 3 検査

契約担当官等の定める検査実施要領により実施するものとする。

## 4 その他の指示

### 4.1 提出書類

#### 4.1.1 教育実施計画書

契約の相手方は、契約締結後速やかに、次に示す事項を含む教育実施計画書（様式任意）1部を作成し、航空幕僚監部人事教育部人事教育計画課教育室長（以下、“教育室長”という。）に提出するものとする。また、教育実施計画書に変更の必要性が生じた場合は、同じ手続きをとるものとする。

品	名	B-777 航空機操縦士の委託教育(副操縦士要員) (型式取得)
---	---	----------------------------------

- a) 教育実施場所及び宿泊場所
- b) 教育実施内容 (細部項目)
- c) 教育計画 (日程)

#### 4.1.2 教育従事者届

契約の相手方は、契約締結後速やかに、委託教育契約条項に示す教育従事者届 1 部を作成し、教育室長に提出する。また、教育従事者届に変更の必要性が生じた場合は、同じ手続きをとるものとする。

#### 4.1.2 教育実施結果報告書

契約の相手方は、教育終了後速やかに、次に示す事項を含む教育実施結果報告書 (様式任意) 1 部を作成し、教育室長に提出するものとする。

- a) 教育実施場所及び宿泊場所
- b) 教育実施内容 (細部項目)
- c) 講師の所属, 氏名
- d) 教育実施期間 (日程)
- e) 教育資料名等一覧
- f) 教育結果 (航空従事者技能証明試験の受験結果を含む。)

#### 4.2 その他必要な事項

##### 4.2.1 航空従事者技能証明試験

契約の相手方は、被教育者の航空従事者技能証明試験の可否には責任を有しないものとするが、合格するよう努めるものとする。なお、試験費用は、本契約に含むものとする。

##### 4.2.2 宿泊場所等

契約の相手方は、被教育者に対し宿泊場所及び宿泊先から教育訓練施設までの移動手段を提供するものとし、費用は、本契約に含むものとする。

##### 4.2.3 不測の事態に対する協議

契約の相手方は、教育実施計画書に従って教育を実施する過程において、教育の継続に支障を来す事由が発生した場合、契約担当官等とその取扱いについて協議するものとする。

付表 1－教育計画（基準）

月 項目	月							実施場所
	X	X+1	X+2	X+3	X+4	X+5	X+6	
オリエンテーション及び運航一般学科	—							契約の相手方が計画する場所
システム学科教育		—						
緊急訓練			—					
飛行学科教育				—				
F B S 訓練 (プロシージャ一訓練)				—				
F F S 訓練(操縦訓練)及び技能証明試験					—	—		
F F S 訓練(実機訓練前の慣熟訓練)							—	
実機訓練(操縦訓練)及び技能証明試験							—	

注 1：Xは教育開始月を示すものとする。

2：教育に関しては，教育計画に関わらず最短の期間に努めること。

付表２－教育実施内容（基準）

教育項目		教育内容	教育時間
学科教育	オリエンテーション及び運航一般学科	気象，運用性能，航空交通管制等，運航に必要な知識を付与する。	150時間／課程
	システム学科教育	運航に従事する操縦士として必要なB-777航空機の構造，機能，性能，操作及び取扱い等に関する知識を習得させる。	130時間／課程
	緊急訓練	システム学科教育で得た知識を基に緊急時操作等及び操作方法の概要を習得させる。	6時間／課程
	飛行学科教育	システム学科教育及び緊急訓練で得た知識を基に，飛行前作業，通常操作及び異常時操作の概要を習得させる。	28時間／課程
シミュレータ教育	FBS訓練（プロシージャー訓練）	学科教育で習得した知識と通常及び非常時のプロシージャーとの相互関係を理解し，航空機のシステムを用いて運航する上で必要な能力を習得させる。	32時間／2人 ※2人1組同時に行う。
	FFS訓練（操縦訓練）	通常状態，異常状態及び緊急状態における飛行特性を理解し，安全に運航を完遂できる操縦技量を習得させる。	64時間／人
	技能証明試験（口述試験含む）	事業用操縦士（B-777限定）の技能証明試験を受験させる。	3時間／人
	FFS訓練（実機訓練前の慣熟訓練）	実機訓練に先立って行う模擬飛行装置による訓練	6時間／人
実機教育	実機訓練（操縦訓練）	通常状態及び緊急状態等における飛行特性を理解し，安全に運航を完遂できる操縦技量を習得させる。	4時間20分／人
	技能証明試験（口述試験含む）	事業用操縦士（B-777限定変更）の技能証明試験を受験させる。	1時間10分／人

備考1 シミュレータ教育，実機教育においては教育・試験前後にブリーフィングを行う。

- 2 実機訓練に際しては，担当教官は安全確保のための策を講ずるものとする。
- 3 必要に応じて，フライトオブザーブを適宜実施する。